スマイルプロジェクト　会則

（名称）

第１条 この会は、スマイルプロジェクト（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第２条 本会の事務所は、岐阜県多治見市笠原町３５５５番地の１に置く。

（目的）

第３条 本会は、高齢者や障害者（児）、その家族に対して、自然環境及び文化的教育に関する事業及び、地域社会に参加、社会的自立を支援する活動（事業）と、中小企業者の経済活性化の為、IT関連コンサルティング及び什器備品の斡旋行い、社会福祉に寄与することと経済活動の活性化を目的とする。

（活動内容）

第４条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する非営利活動（事業）を実施する。

1　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

2　社会教育の推進を図る活動

3　まちづくりの推進を図る活動

4　観光の振興を図る活動

5　農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

6　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

7　環境の保全を図る活動

8　災害救援活動

9　地域安全活動

10　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

11　子どもの健全育成を図る活動

12　情報化社会の発展を図る活動

13　科学技術の振興を図る活動

14　経済活動の活性化を図る活動

15　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

16　消費者の保護を図る活動

17　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

18　その他本会の目的を達成するために必要な事項

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　　　非営利活動に係る事業

　　　①社会的弱者に対して就労を支援する事業

　　　②社会的弱者に対する就労場所、就労機会等、新規職種創設に関する啓発事業

　　　③社会的弱者本人、家族及び関係者に対する相談、情報提供事業

　　　④映画やアニメーションを当たり前に楽しむ事ができる環境整備

　　　⑤バリアフリー映画の普及促進のための研究・提言

　　　⑥日本映画及び外国映画作品のパリアフリー字幕や音声ガイドの制作

　　　⑦環境に関する情報の提供事業

　　　⑧産学官協働、共同研究開発事業化推進を支援する事業

　　　⑨環境の保全を目的とする団体の支援及び連携に関する事業

　　　⑩地域の活性化及びまちづくりを図る支援事業

　　　⑪ICT・IOT技術を利用した研究開発事業

　　　⑫住宅確保要配慮者に対する居住支援事業

　　　⑬地域経済発展の為の中小企業者のコンサルティング事業

　　　⑭地域の子どもとの交流(子供食堂)の企画・運営事業

　　　⑮生活困窮者支援団体に対する中間支援事業

　　　⑯フードガレージ（食料・衣料・生活家電・日用品）の開催・企画・運営事業

（会員の資格）

第６条 この会の会員は、次の３種類とする。

（１）正会員は、本会の目的に賛同し、（本会でのボランティア活動を希望し、）

　　　入会登録を行った者とする。

1. 個人賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会登録を行った者とする。
2. 法人賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会登録を行った法人とする。

（入会）

第７条　会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長あて提出し、会長の承認を得るものとする。

（会費）

第８条　会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

２ 会費は次の各号に掲げるとおりとする。

　（１）正会員 年会費1,000円

　（２）個人賛助会員 年会費3,000円

　（３）法人賛助会員 年会費10,000円

（退会）

第９条　会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

２ 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

　（１）本人が死亡したとき

　（２）会費を３年以上納入しないとき

　（３）法人賛助会員については、会員の法人が解散・清算・破産したとき

（役員）

第１０条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

会長 　１名

副会長 １名

会計 　１名

監査　 1名

（役員の職務）

第１１条 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。

２ 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

３ 会計は、本会の出納事務を担当する。

４ 監査は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

（役員の選任）

第１２条 会長、副会長の選任は､会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。

２ 会計は、会長が指名する。

３ 監査は、全会員の中から選出する。

（役員の任期）

第１３条 役員の任期は､２年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の解任）

第１４条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

　① 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

　② その他解任に相当する事項が認められるとき。

（総会）

第１５条 本会の総会は、正会員を持って構成し、毎年１回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会開催することができる。

２ 総会は､次の各号に掲げる事項について審議し､決定する。

（１）会則、事業等の改廃

（２）事業計画並びに収支予算及び決算

（３）本会の解散

（４）役員の選任及び解任

（５）その他本会の運営に関し重要な事項

２ 本会の会議は、会長が召集する。

３ 総会の議長は、会長がこれに当たる。

４ 本会の会議は､２分の１以上の出席で成立し､出席者の過半数で決議する。

（運営〔役員〕会）

第１６条 運営（役員）会は､会長、副会長、会計をもって構成する。

２ 運営（役員）会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

（事業報告書及び決算）

第１７条 会長は、毎事業年度終了後１ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない、

（事業年度）

第１８条 この会の事業年度は、４月１日から翌年の３月３１日までとする。

（事務局）

第１９条 本会の事務局は、岐阜県多治見市笠原町３５５５番地の１に置く。

（会計）

第２０条 本会の経費は、（1）会費、（2）寄付、（3）事業収入、（4）補助・助成金をもって充てる。

２ 本会の会計年度は、４月１日から翌年の３月３１日までとする。

３ 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。

４ 本会は、会員に対して１年に１回以上の会計報告を行う。

（会員資格の抹消）

第２１条 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、運営会議の議決を経て登録を抹消することができる。

1. 会員との連絡が取れなくなった場合。
2. １年以上､活動実績がない場合。ただし、休会届を提出した場合は、この限りでない。
3. 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。
4. 法人賛助会員については、会員の法人が解散・清算・破産したとき。

（会則の変更）

第２２条 この会則の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の３分の２以上の賛成を必要とする。

（その他）

第２３条 この会則に定めるものほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この会則は、平成29年10月16日から施行する。

2 本会事務所及び事務局を愛知県瀬戸市東松山町132番地に令和3年6月1日に変更する。

3　本会事務所及び事務局を岐阜県多治見市笠原町3555番地の1に令和5年3月27日に変更する。